読書バリアフリー法制定以後の国の政策と全国の先進事例

　　　2024年11月28日

鳥取県立図書館専門講座

　埼玉県立久喜図書館　佐藤聖一

１　読書バリアフリー法までの大まかな流れ（情報提供の歴史）

　（１）視覚障害者（盲人）へのサービスの始まり（戦前の障害者サービス）

　　　①明治9（1876）　訓盲所→訓盲院→東京盲唖学校

　　　②明治13（1880）　宣教医フォールズによる凸時図書の製作と提供

　　　③明治23（1890）　石川倉次が日本の点字を考案

　　　④全国各地に、盲人団体が運営する小さな点字文庫・盲人用閲覧室

　　　⑤大正5（1916）　東京市本郷図書館の点字文庫→その後全国の公立図書館に拡大

　　　⑥昭和10（1935） 東京盲学校図書館、地域の視覚障害者にも開放

→国立点字図書館設立運動へ

　　　⑦昭和10（1935）　日本ライトハウス設立

　　　⑧昭和15（1940） 「日本盲人図書館（現日本点字図書館）」設立

　　　⑨昭和24（1949）　身体障害者福祉法で点字図書館法制化

→全国に設置拡大。公共図書館の障害者サービスの撤退

　（２）公共図書館　新たな視点による障害者サービスの始まり

　　　①都立日比谷図書館の対面朗読、録音資料の製作と貸出　昭和44年

　　　②視覚障害者読書権保障協議会（視読協）による読書権アピール　昭和46年

　　　③今に続く障害者サービスが各地の図書館に拡大

　（３）視覚障害者サービスの発展

　　　①国際障害者年（1981）と、その後の障害者の10年

　　　②昭和56年　公共図書館と点字図書館との連携の強化（相互貸借の取決め）

　　　③障害者用資料の進化（オープンリール→カセットテープ→デイジー）

製作数の増大、利用拡大

　　　④「サピエ図書館」「国立国会図書館　みなサーチ」による資料提供方法の多様化

　（４）利用対象者の拡大、資料形式の多様化、制度の充実

①視覚障害者→視覚障害者等（目による読書が困難な人）、何らかの理由で読書に困難のある人

②マルチメディアデイジー、アクセシブルな・電子書籍等、さまざまな障害者が使える資料の登場

③2009年6月、2018年5月の著作権法第37条改正

④障害者の権利条約（2014年1月批准）、障害者差別解消法（2013年6月）による障害者に対する新たな考え方の提唱

　　　⑤読書バリアフリー法と国の基本計画（2019年6月成立）

２　読書バリアフリーの理論を支える新たな視点による法律や制度

　（１）「障害者」の定義の変化　「国際障害分類」から「国際生活機能分類」へ

WHO 2001年5月

　　　①医学モデル　個々の障害から、その特性、治療、社会復帰を考える

　　　②社会モデル　社会的不利益→その障害により社会で生きていくのに何が困るのか

③環境因子→社会のあらゆる物やサービスが、障害者が使えるようになっているのか

　　　④障害を個々の障害と環境因子の複合としてとらえる

　（２）障害者権利条約「障害者の権利に関する条約」　2014年1月批准

　　　①第2条「定義」　差別とは何か

　　　②「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって・・・」

　　　③差別には、「合理的配慮」の否定を含む

→合理的配慮ができるのにそれをしないと差別になる

（３）障害者差別解消法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の考え方と図書館における具体例

2013年6月成立（日本図書館協会HPに、障害者差別解消法ガイドラインあり）

　　　①不当な差別的取扱いの禁止

　　　②社会的障壁を取り除くための二つの方法

　　　③合理的配慮の提供

　　　④基礎的な環境整備

　（４）読書バリアフリー法（後述）

３　図書館の障害者サービス（読書バリアフリーに向けたサービス）を支える法律

　（１）障害者サービスの定義と目的

　　　定義「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

　　　目的「すべての人にすべての図書館サービス・資料を提供すること」

→誰もが使える図書館にすること

　「障害は障害者にあるのではなく、図書館のサービスにこそある。」

　（２）著作権法第37条第3項

　　　①対象となる施設

図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館、認められたボランティアグループ等

　　　②利用者　目による読書が困難な人「視覚障害者等」

　　　③さまざまな形式の資料を自由に製作できる

（大活字、音声デイジー、マルチメディアデイジー、テキストデータ等）

　　　④提供方法　貸出、公衆送信（ネット配信、メール添付）、譲渡

　（３）マラケシュ条約

　　　①WIPOによる障害者のための著作権条約

　　　②障害者サービス用資料を国を超えて利用できるようにしたもの

　　　③受益者　視覚障害者等の目による読書が困難な者

　（４）読書バリアフリーの視点を取り入れた「望ましい基準の改定」→現在改訂作業中

４　読書バリアフリー法

　（１）読書バリアフリー法の内容、特徴

　　　①対象者は、「視覚による表現の認識が困難な者」（視覚障害者等）

　　　②関係者協議会による、国の読書バリアフリー基本計画（7条）

（文科大臣と厚労大臣の連名による発表）

→教育や福祉の壁を越えて、民間も含めて社会全体で障害者への情報提供をしようとするもの

　　　③地方公共団体の読書バリアフリー計画策定を促進（8条）

　　　④図書館や点字図書館の役割を提示（9条）

　　　⑤サピエ図書館の支援と、国立国会図書館「みなサーチ」等との連携（10条）

　　　⑥図書館等による著作権法第３７条に基づく資料製作の充実（11条）

　　　⑦アクセシブルな電子書籍の刊行促進（12条）

　　　⑧情報機器の入手支援（14条）、操作スキルの習得支援（15条）

　　　⑨図書館職員等のサービス人材と、音訳者等の資料製作人材の育成（17条）

　（２）基本計画の主な内容

　　　①はじめに

　　　②基本的な方針

　　　③施策の方向性（9条～17条の条文ごとの取り組み）

　（３）基本計画第2期に向けた改訂作業（今年度）

　　　①検討スケジュール

　　　②指標（数値目標）の新規追加

５　読書バリアフリー法を巡る各団体の動き

1. 文科省　自治体の読書バリアフリー計画策定状況調査

（都道府県、政令市、中核市が対象）

　　　①令和5年度：計67％（前年比7％増）

　　　②策定済33（都道府県19、指定都市３、中核市11）

　　　③策定中34（都道府県19、指定都市6，中核市9）

　　　④策定に向けて検討中20（都道府県9、指定都市5、中核市6）

　（２）日本図書館協会　読書バリアフリー計画策定のためのガイドライン公表

「地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定するための指針」（日本図書館協会HP）

　（３）文芸3団体、出版関係団体による読書バリアフリーに関する意見表明（別紙資料）

①「日本文藝家協会、日本推理作家協会、日本ペンクラブの文芸3団体による「読書バリアフリーに関する共同声明」（2024年4月9日）

　　　②「読書バリアフリーに関する出版5団体共同声明」（2024年6月27日）

　（４）公財文字活字文化推進機構、文字活字議連

　　　①読書バリアフリー体験セットの貸出（送料も無料）

　　　②読書バリアフリー関連イベントの開催

　（５）「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」

（事務局　国立国会図書館）

　　　①図書館の電子書籍配信サービスをアクセシブルにする

　　　②「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」（国会図書館HP）

　（６）全国視覚障害者情報提供施設協会（点字図書館の全国組織）

　（７）厚労省関連予算を活用した動き

　　　①点字図書館と公立図書館職員の合同研修会、関連イベント（点字図書館主体）

　　　②サピエ図書館への助成

　（８）文科省関連予算を活用した動き

　　　①都道府県単位の職員研修会の助成（県教育委員会や県立図書館が主体）

②「学校図書館等におけるアクセシブルな書籍等の共有を目指した読書バリアフリーコンソーシアム」（事務局　東大先端研、近藤先生）

　　　③りんごプロジェクト（NPO法人ピープルデザイン研究所「超福祉の学校」）

６　公共図書館の取り組み

　（１）読書に困難のある人が利用しやすい資料の収集と提供

→一部は（５）のりんごの棚に配架

　　　①大活字本

　　　②LLブック

　　　③点字付き絵本、ユニバーサル絵本

　　　④布の絵本

⑤点字、音声デイジー、マルチメディアデイジー等の著作権法第37条で製作した資料

→これらの資料は自館で提供するだけではなく、地域の学校からの依頼により貸出、バリアフリー図書セットの貸出

　（２）読書支援用具、コミュニケーション支援機器

　　　①拡大読書器、書見台

　　　②リーディングトラッカー、ルーペ

　　　③デイジー再生機、音声パソコン、活字自動読み上げ機

　　　④コミュニケーションボード、筆談の用意

　　　⑤ヒヤリングループ

　（３）「サピエ」「みなサーチ」による、点字図書館や公立図書館等が製作した資料の共有化

　　　①全国のバリアフリー資料の情報共有（2つのデータベース検索サイト）

②資料の相互貸借、データのダウンロード（全国の資料が自館の資料のように提供できる）

→図書館として会員登録する（サピエ、年会費4万円　みなサーチ、無料で登録）

　（４）来館困難な障害者等への多彩なサービス方法

①点字録音資料の郵送貸出

（３）のデータベースサイトを活用した積極的な情報提供

　　　②一般図書資料の郵送貸出

　　　③職員等による宅配サービス

　　　④施設入所者、入院患者、受刑者等へのサービス

　　　⑤特別支援学校、地域の学校へのサービス

　　　⑥アクセシブルな電子書籍の配信サービス（日本の物は発展途上、完全ではない）

　（５）りんごの棚の設置

　　　①広く市民に、さまざまな形式の資料を知ってもらう、体験してもらう

　　　②自分に合った読書スタイルを見つける

→そこから利用が始まる（ここからが図書館の本当の仕事）

　　　③その人の周りに、読書に困難のある人がいる→PR、潜在的利用者

　　　④併せて、障害者やバリアフリー図書を理解するための資料も展示

　（６）デイジー等再生機の操作支援、入手支援

　　　①その人に合った再生方法の提案

　　　②再生機の操作支援とお試し貸出

　　　③購入方法、「日常生活用具給付制度」の案内

　　　④地域の障害者ICTサポートセンター、パソコンボランティア等の紹介

→これらについて職員が知っている必要がある

【障害者サービスを学ぶための参考資料】

１　『1からわかる図書館の障害者サービス　誰もが使える図書館を目指して』

佐藤聖一　学文社（2015年3月）

２　JLA図書館実践シリーズ37上 38下『図書館利用に障害のある人々へのサービス　補訂版』

日本図書館協会障害者サービス委員会編　2021年11月（印刷版）、2022年5月（アクセシブルな電子書籍版＝EPUB形式）

３　JLA図書館実践シリーズ26『障害者サービスと著作権法第２版』

日本図書館協会障害者サービス委員会・著作権委員会共編　2021年1月（印刷版）、2021年5月（アクセシブルな電子書籍版＝EPUB形式）

４　「読書バリアフリー法と子供へのサービス」佐藤聖一

『年報こどもの図書館　2017－2021：2022年版』　児童図書館研究会編、日本図書館協会発行

５　教育時評　「りんごの棚」とその目指すもの　公共図書館と学校図書館のりんごの棚

佐藤聖一　（「学校図書館」　2024年4月号）　以後、隔月6回連載中

６　日本図書館協会から障害者サービス関連のガイドライン、資料一覧

「図書館における著作権法第３７条第３項に基づく資料の複製等に関するガイドライン」

「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」

https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/865/Default.aspx

「障害者サービス用資料の購入・入手先一覧」

https://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/shiryolist.html

７　参考サイト　りんごプロジェクト

（公共図書館や学校図書館にリンゴの棚を普及して、そこから障害者サービスの進展やインクルーシブ社会の実現を目指す取り組み。佐藤も参加しています。）

https://peraichi.com/landing\_pages/view/ringoprogectbook/

　（新刊案内）

『りんごの棚と読書バリアフリー1 自分にあった読み方ってなんだろう？』

りんごプロジェクト／監修　（全3巻の1、続いて2、3と刊行されます）

定価 3,740円（本体3,400円）

発行年月 2024年9月

発行 フレーベル館

サイズ 縦260mm × 横210mm × 背幅8mm

ページ数 36ページ

ISBN 9784577053126

NDC 019 読書. 読書法

対象　小学校4年生以上（大人も興味深く読める内容です）